

## 第3回妹背牛町議会定例会 第1号

令和4年9月8日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議員の辞職
- 4 議会運営委員会委員の選任
- 5 北空知衛生施設組合議会議員の選挙
- 6 諸般の報告
  - 1) 会務報告
  - 2) 例月出納検査報告
  - 3) 財政健全化判断比率報告
  - 4) 町長 行政報告
  - 5) 教育長 教育行政報告
- 7 同意第 6号 監査委員の選任について
- 8 同意第 7号 妹背牛町教育委員会教育長の任命について
- 9 同意第 8号 妹背牛町教育委員会教育委員の任命について
- 10 一般質問
  - 1) 渡 辺 倫 代 議員
  - 2) 広 田 毅 議員
  - 3) 鈴 木 正 彦 議員
  - 4) 田 中 春 夫 議員
- 11 認定第 1号 令和3年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第 2号 令和3年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第 3号 令和3年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第 4号 令和3年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 15 認定第 5号 令和3年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 16 認定第 6号 令和3年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第 7号 令和3年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

について

- 18 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第44号 令和4年度妹背牛町一般会計補正予算（第6号）
- 20 議案第45号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 21 発議第 8号 妹背牛町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 22 発議第 9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 23 閉会中の継続審査及び所管（所掌）事務調査の申し出について

○出席議員（9名）

1番	宮崎	博	君	2番	渡辺	倫代	君
3番	鈴木	正彦	君	5番	広田	毅	君
6番	佐々木	和夫	君	7番	小林	一晃	君
8番	田中	春夫	君	9番	赤藤	敏仁	君
10番	渡会	寿男	君				

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中	一典	君
副町長	滝本	昇司	君
教育長	石井	美雪	君
総務課長	北口	信彦	君
企画振興課長	廣澤	勉	君
住民課長	石井	昌宏	君
健康福祉課長	河野	和浩	君
健康福祉課参事	廣田	龍子	君
建設課長	西田	慎也	君
教育課長	山下	英俊	君
農政課長	横井	憲一	君
農委事務局長	清水	野勇	君
代表監査委員	菅原	竹雄	君
農委会長	瀧本	賢毅	君

○出席事務局職員

事務局長	菅	一光	君
------	---	----	---

書 記 笹 尾 翔 大 君

◎開会の宣告

○議長（渡会寿男君） ただいま議員全員の出席がありますので、これより令和4年第3回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（渡会寿男君） 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介いたします。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） 議場の皆様、おはようございます。ただいま渡会議長のお許しがございましたので、開会に当たりご挨拶を申し上げます。

本定例会開催に全議員ご出席を賜り、誠にありがとうございました。心配されておりました台風11号の大風の被害も妹背牛町ではほとんどなくやり過ごせたようで、ひとまず安心してるところです。また、冷夏の下落基調や水田利活用の制度、肥料を含む生産資材、燃油高騰の問題は山積しておるものの、この後稲刈りのシーズンが好天に恵まれ、品質、収量共にまずは立派な出来秋を誰もが期待しているところだと思います。

さて、妹背牛町の新型感染症の動向ですが、基本的にほとんどの方が軽症と診断され、重症化しない代わりに感染率が高く推移しておりましたが、徐々にPCR陽性者の数も減少の傾向に転じていると振興局からも報告を受けております。

本日、道新にもありましたように、感染症の現実的な対応として陰性判定後の待機期間縮小に政府もかじを切ったようでございます。妹背牛町も今後の敬老会や文化祭の中止、収穫感謝祭の縮小開催などを含め、まだ全てが本格的なイベントの回復までは至っておりませんが、感染症対策を施しながら徐々に町民生活を軌道に乗せていきたいと調整をしながら進んでいるところでございます。

議員の皆様にもご理解、ご協力をいただいた中で、粛々とウィズコロナの生活スタイルを通じ、これからも正常な生活へとソフトランディングしていくように政治決断を道や政府に要望していく所存でございます。

本日付議されますのは、同意3件、認定7件、議案3件です。慎重審議いただき、全議案可決されますようお願いをいたしまして、開会の挨拶に代えます。よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（渡会寿男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、小林一晃君、田中春夫君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（渡会寿男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月8日と9日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 議員の辞職

○議長（渡会寿男君） 日程第3、議員の辞職の件の報告を行います。

去る8月8日、議員、石井喜久男君より議員を辞する旨の辞職願を受理し、地方自治法第126条及び会議規則第98条第2項の規定により、8月31日をもって議長において辞職を許可したので、報告いたします。

◎日程第4 議会運営委員会委員の選任

○議長（渡会寿男君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員に小林一晃君を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名しました小林一晃君を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に小林一晃君が選任されました。

◎日程第5 北空知衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（渡会寿男君） 日程第5、北空知衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名の方法についてお諮りします。

赤藤敏仁君。

○9番（赤藤敏仁君） 私から推薦したいと思います。

北空知衛生施設組合議会議員に渡会寿男君を推薦いたします。

○議長（渡会寿男君） ただいま赤藤敏仁君から北空知衛生施設組合議会議員に私、渡会寿男を推薦する旨の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、私、渡会寿男が北空知衛生施設組合議会議員に当選しました。

#### ◎日程第6 諸般の報告

○議長（渡会寿男君） 日程第6、諸般の報告を行います。

会務報告、例月出納検査報告、財政健全化判断比率報告、以上3件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

#### ◎町長の行政報告

○議長（渡会寿男君） 町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（田中一典君） （登壇） それでは、6月の第2回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

最初に、建設工事等の発注状況についてでございますが、お手元にお配りしてございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

2番目の主な政務についてでございますが、8月7日、総合体育館前特設会場にて、もせうし夏まつりを感染症対策に配慮した上で、もせうし町民焼肉まつりとして3年ぶりに開催し、しちりんを囲んでの香ばしい焼き肉や各団体の露店にたくさんのご来場者からご好評をいただきました。また、夜間に打ち上げました夜の花火も重苦しい感染症でふさがちな気持ちを晴れやかにしてくれたと町民から言葉をいただきました。また、同月12日には、町内特設会場にて同じく3年ぶりに、もせうし豊年盆踊り大会が開催され、盆踊りの曲やもせうしこがね太鼓の音が響く会場では浴衣を着た子供たちやユニークな仮装姿で参加されていた団体等が会場を盛り上げ、町民の皆様に夏の風物詩を楽しんでいただけたものと思っております。また、依然として新型コロナウイルス感染症の影響で町民の生活にも大きな影響を及ぼしている中、住民の感染予防対策としてワクチン接種をはじめ、低所得の高齢者世帯等生活支援の給付金、妹背牛町子育て世帯生活支援特別給付金など、国の地方創生臨時交付金等を活用した施策を行ってまいりました。今後におきましても、新型コロナウイルス感染症に対応した様々な事業を展開してまいりたいと思っております。その他、政

務につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

3番目に、今後予定されている主な行事についてでございますが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、昨年に引き続き敬老会が中止、さらには妹背牛町総合文化祭も中止されると伺っているところであります。また、例年この文化祭の場を借りまして本町の発展に貢献されました方々の表彰式を行ってまいりましたが、文化祭の中止に伴い、町条例による表彰式につきましては11月上旬、役場庁舎にて挙行する予定となっておりますことを申し添え、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長の行政報告を終わります。

#### ◎教育長の教育行政報告

○議長（渡会寿男君） 教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（石井美雪君） （登壇） 6月1日から8月31日までの教育行政についてご報告を申し上げます。

一般庶務関係では、6月21日と8月23日に小中学校及び町民会館施設整備検討委員会が開催され、事務局より経過報告や説明を通して意見交換を行っております。7月15日、北海道市町村教育委員会研修会が札幌市で開催され、教育委員4名と参加しております。

次に、学校教育関係です。6月4日、子供たちが楽しみにしていた小学校大運動会が晴天の中、計画どおりに開催、終了することができました。6月28日と8月30日には、小中一貫教育検討委員会が開催され、アンケート調査結果の説明や導入に向けた協議を行っております。7月12日、教育委員学校訪問では、学校経営計画の説明を受け、授業参観で子供たちの様子を拝見することができました。

次に、社会教育関係です。7月25日から8月3日までいきいきラジオ体操を行い、延べ217名の参加をいただいております。8月10日のチャレンジワールドでは、21名の参加者が当麻鍾乳洞や旭川サイパルなどを見学しております。

その他の事項につきましては、後ほどお目通しをお願いしまして、教育行政報告といたします。

○議長（渡会寿男君） 教育長の教育行政報告を終わります。

#### ◎日程第7 同意第6号

○議長（渡会寿男君） 日程第7、同意第6号 監査委員の選任についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより同意第6号 監査委員の選任についての件を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号 監査委員の選任についての件は、これに同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第7号

○議長（渡会寿男君） 日程第8、同意第7号 妹背牛町教育委員会教育長の任命についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより同意第7号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩します。



休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時20分

○議長（渡会寿男君） 再開をいたします。

◎日程第9 同意第8号

○議長（渡会寿男君） 日程第9、同意第8号 妹背牛町教育委員会教育委員の任命についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより同意第8号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第10 一般質問

○議長（渡会寿男君） 日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） （登壇） 通告に従い、質問いたします。

まず、1番目、地域住民の、特に高齢者の方など交通弱者の方々への移手段への支援事業と将来的な地域住民の外出機会の創出について質問いたします。

地域住民、特に高齢者の方など交通弱者の方々の交通手段を支援する制度として、令和2年度より妹背牛町高齢者等交通費助成制度ができました。生活に必要な移動によって生じる交通費の一部を助成する事業ですが、初年度は予算91万9,000円に対して決算は71万2,820円でした。令和3年度は、70万円の予算に対して決算額が100万

円を超え、徐々に浸透してきたことと支援を必要とされている方が多くおられるということだと拝察いたします。数字からは、使い勝手や内容が見えてきませんので、この事業の3年目に当たり実績と詳細な内容をお伺いするとともに、次に向けてのお考えをお伺いいたします。

次に、②ですが、第9次総合計画によりますと、妹背牛の自家用利用割合は83.5%で、外出時の移動に困っていない方の割合も69.2%となっております。しかしながら、高齢者率が年々上昇しており、交通弱者の切実な悩みも多いことから、近い将来を見据えて買い物や通院などの交通対策の検討が急務であると記されております。この交通対策というのは、単に先ほどのような交通費助成ということではなく、この妹背牛が抱える交通課題に関してのまちづくりをゼロカーボンシティに沿うような生活路線の確保等の構想、計画が必要になってくると考えます。近い将来を見据えた検討が急務と記されておりますので、お考えをお伺いいたします。

次に、通告2といたしまして、運転免許自主返納をされた方へのその時点での町からの分かりやすい支援が必要と考えます。今まで自家用車にて移動されていた方が免許証を手放すということは相当の不便さを感じられることにもなりますから、自主返納されたそのときに検討すべき事案だと思っております。これは、健康福祉課が行っている支援事業とは別に、運転経歴証明書の発行に係る手数料の支援や自主返納時に特化した支援を設けるお考えがおりかどうかお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） それでは、私から1点目の現在の移動支援事業の状況について答弁させていただきます。

令和2年度より実施しております高齢者等交通費助成事業であります。まず内容の確認をさせていただきますと、対象世帯は本人や配偶者が自家用車を所有していない方で満65歳以上の方がいる世帯、身体障害者手帳1級もしくは2級の方がいる世帯、それと精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯、療育手帳A判定の方がいる世帯となっており、三共ハイヤー、空知中央バス、JRのいずれも対象としており、ハイヤーとバスにおきましては年間1万円、これは100円券10枚つづりを10冊分の助成とし、JRにおきましては利用の片道分の運賃を助成し、上限は同じく1万円とするもので、障害者手帳提示による各種割引との併用や商工会で実施しておりますお買い物おもてなし事業タクシー助成との併用はできないこととなっております。交付世帯と交付枚数、使用枚数であります。令和2年度は交付世帯126世帯、延べ151人、交付枚数は1万1,200枚、このうち使用枚数はハイヤー、バス合わせて6,764枚、使用率は60.4%、JRにおきましては件数になりますが、20件となっており、総事業費は先ほど渡辺議員おっしゃいましたが、71万2,820円となっております。翌年、令和3年度は、交付世帯16

0世帯で延べ201人、交付枚数1万4,800枚、このうち使用枚数はハイヤー、バス合わせて9,984枚、使用率67.5%、JRは19件となっており、総事業費は103万1,200円となっております。今年度は、7月末現在になりますが、交付世帯155世帯、延べ191人、交付枚数1万4,850枚、このうち使用枚数はハイヤー、バス合わせて3,995枚、使用率は26.9%、JRにおきましては6件となっております。こうした状況の中で、令和2年、初年度実施した中で地域住民よりハイヤーチケットの使用箇所が町内の公的機関、医療機関限定で使い勝手が悪いという声の一部あり、令和3年度よりハイヤーの利用範囲を町内どこでも使用できるようにいたしました。また、町外の医療機関のみ使用できるようにも改正しております。令和3年度に交付世帯が増えた一因もそこにあると認識しておりますし、先ほど渡辺議員言った、多少浸透がしてきているのかなと思っております。現時点での本助成事業に対する要望等は、令和3年度に見直してからは特にありませんが、上限1万円を使い切った方より追加はできないのか、使い切れなかった助成券を翌年に持ち越せないのかといった問合せは数件あったものと聞いております。

以上、事業の実施状況の報告とさせていただきます、答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうからは、議員ご質問の地域が抱える交通課題に関して、ゼロカーボンシティに合った住民の方々の生活路線の確保等の構想計画についてご答弁申し上げます。

本町における交通環境につきましては、第9次総合振興計画の中でも記載してあるとおり、JRと空知中央バスが地域の主要公共交通として重要な役割を担っているところですが、昨今の人口減少などによりまして、乗降客者数が減少傾向にあります。今後このような状況が続きますと、バスの減便ですとか廃止へとつながる可能性もございまして、公共交通の利用促進が今後必要と考えてございます。

また、総合振興計画策定時の町民アンケート調査では、先ほど議員もおっしゃれましたが、その調査結果として自家用車の利用割合が83.5%、それから外出時の移動に困っていない割合も69.2%というふうになってございましたが、最近の状況、高齢者率が上昇しているというような中で、実際交通弱者の方々の切実な悩みも多いということで、その対策が急務だというふうに計画の中でもうたってございます。そのようなことから、今健康福祉課長のほうからもお話ありましたが、令和2年度より高齢者等交通費助成制度を始めたところでございます。

また、現在空知総合振興局が音頭を取りまして、北空知1市4町による地域公共交通計画を策定するために専門のコンサルタント会社にその業務を委託してございまして、その中で各市町への住民の方々へのアンケート調査ですとか交通事業者の方々から聞き取りを行ってございまして、その地域の現状と課題の把握に努めているところでございます。いづれにしましても、地域の交通課題につきましてはそれらの業務の結果を受けてからとい

うことにもなりますが、ゼロカーボンに関わって申し上げますと、あらゆる分野に関わるということで、今後役場内でも横断的に様々な検討をしていかなければならないと考えてございますし、その中で公共交通につきましても調査結果等を踏まえながら検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（北口信彦君） 私からは、2つ目の高齢者運転免許自主返納支援事業につきましてご答弁申し上げます。

初めに、高齢者の交通事故の現状及び運転免許証の更新制度について確認をさせていただきます。高齢運転者のアクセルとブレーキの踏み間違いや信号無視、走行車線間違いなどによる交通事故の増加を受けまして、平成29年3月施行の改正道路交通法におきまして、75歳以上の免許更新の際には認知機能検査の義務づけ及び高齢者講習の実施に加えまして、更新時以外でも信号無視などの一定の違反があれば臨時認知機能検査を受けることが義務づけられるなど、高齢運転者による交通事故を抑制するため75歳以上の方々が運転を継続していくためには厳しさを増しております。そのため、運転免許証の自主返納をされる方がこれを機に増加、道内の各自治体でも自主返納者へ対する様々な支援施策に取り組みられておられることと認識しております。

議員ご質問の運転免許証の自主返納者に対する支援対策につきましては、過去の定例会におきましても類似案件ではございますが、4回ほどご質問をいただいたところでございます。これまでの経過も踏まえ、現在の考え方について改めて答弁をさせていただきます。

高齢者に係る運転免許証の自主返納を推奨することにつきましては、交通事故防止の一端を担い、悲惨な交通事故を少しでも減らすための必要な施策であるという認識の一方で、返納者に対する支援策につきましては運転免許をもともと保有していない方、または既に返納もしくは更新をされずに、現在運転免許証を保有していない方々との公平性を保つことが必要と考えております。

1つ目は、その観点から返納者に特化した商品券の配付など、生活支援施策につきましては特に慎重に検討する必要があるものと考えております。

次に、返納後の外出時における移動手段に対する支援につきましては、先ほど健康福祉課長よりご説明ありましたが、高齢者等交通費助成事業によりタクシー、バス、JR利用時の支援につきましては広く支援を行っており、これまでの意見、タクシー利用者の要望を踏まえ、昨年度から改善、利用範囲を拡大した運用を行っております。加えて、商工会のお買い物おもてなし事業を併用していただくことで、高齢者一人一人に合わせた外出移動、生活支援をひとしく実施させていただいているところであります。

また、運転経歴証明書につきましては、全ての返納者が取得する必要なものではなく、身分証明として必要な方に限って本人の申請により発行されるものと認識しており、必ずしも運転免許証返納を促すものではないと考えております。

また、運転免許証に代わる身分証明につきましては、現在住民課が窓口となり、国の支援を受けながら一人でも多くの方々に取得していただくため推奨させていただいているマイナンバーカードをぜひご検討いただきたいと考えているところでございます。御存じのとおり、現在マイナンバーカードの新規取得及び健康保険や口座のひもづけにより最大で2万ポイントが付与され、今後においては健康保険証としての利用、そのほか2年後の令和6年度末には運転免許証との一本化も予定されており、さらに必要性和利便性が高まるものと考えております。

最後に、運転免許証の返納申請時の事務手続や相談に関する支援等につきましては、引き続き関係団体とも協議、検討し、返納希望者からの相談につきましては総務課総務グループにおいて担当し、丁寧な対応に心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） まず、1点目、高齢者移動支援事業について、いろいろるるお答えいただきました。

この制度ができましたときに、キャッチコピーはここに残っておりますけれども、「快適に移動できるよう支援いたします」ということが、ちょうど広報でしたか、ついております。助成の対象となる世帯であるとか、三共ハイヤーさん使ってください、中央バスを使ってください、JR北海道にこのような支援がありますというのが書いてございました。

それで、JRに関しては、病院利用に限って、JRの領収書と病院の領収書をつけて、車がないにもかかわらず申請に行く。後日、片道分相当の運賃が償還される。それは、振込でございます。年間1万円までですが、このJRの利用状況は先ほどお答えいただきましたが、20件と19件であったということです。「快適に移動できる」というキャッチコピーなのですが、この利用するに当たって使いやすいとお考えでしょうか。

それから、1点、この支援事業に関しまして、要綱も読ませていただきましたが、高齢者と交通助成の申請に参ります。受理されますと、本人や配偶者が自家用車を所有していないことを受け持ち区の民生委員の方が確認しに行かれることになっております。本当に車がないのですねということ、民生委員の方々の精神的な負担になるかもしれない確認作業を行政が行わないで、民生委員さんにお任せしている、そういう声が課のほうには聞こえていないのでしょうか。私のほうには届いております。北竜町は、次の自主返納のときに関わるのですが、自主返納に行きましたら、当然帰りは無免許になりますから、無料の送迎支援も行っているのです。この件でもどちらが温かみのある行政サービスかは明確であるなどと考えております。その辺のお考えを聞きたいと思えます。

次、企画振興課長からお答えいただきましたが、私も空知総合振興局の1市4町のこれからの取組というのをホームページで見させていただきました。ゼロカーボンシティの脱炭素先行地域というのがゼロカーボンシティに関して質問したときにごございました。その

ときに先行地域の例として、地方の小規模な市町村、それに合うように電動車であるとかコミュニティーバス、eバイクを組み合わせたMa a Sという取組が国土交通省のホームページに出ておりました。地域が抱える課題、外出機会の創出と地域の活性化、全国的に早急な普及に取り組んでいるということですので、読みましていろいろ先行地域がありますが、私が考える以内では実感がございません。地域先行の支援事業に北海道ではどうなのだろうかと調べましたときに、北海道では芽室のMa a S事業、高齢者向けMa a S実証実験の上士幌町、オンデマンドバスとネットスーパー、それから豊頃町でコミュニティーバスというのがございました。妹背牛町は、町の循環バスや、かつてはスクールバスへの町民の混乗などの時期もありましたけれども、廃止、廃止で今まで来ております。今の町長がなくされたわけではないのですが、今後ゼロカーボンシティのまちづくりの際に一度見直すときではないかなと考えます。その辺りいかがでしょうか。

それから、免許の自主返納に関して、それが高齢者の交通事故の抑制につながるという認識の一方で、もともと持っていない方とか既に返納している方との平等性が保たれないから、今のところお考えではないとお答えですが、御存じのように北竜町ではこの取組に早くから取り組んでおられました。それから、去年の12月末の数字になりますが、妹背牛町の免許保有者は65歳以上で752人、秩父別町が545人、雨竜町が566人、沼田町が729人、北竜町が450人です。それで、一番免許保有者が多いのが妹背牛の752人で、去年の返納者が17名です。沼田町はその次に、729人の方が免許保有されていて、自主返納された人が24名です。北竜町は450人の免許保有で、自主返納された人が妹背牛より多い19名あります。

いろいろ見ましたときに、雨竜町は高齢者運転免許自主返納サポート事業というのがあります。運転免許証を自主返納した高齢者について、雨竜町ふれあい商品券、65歳以上の方に3万円交付しています。北竜町は、ハイヤー券助成、返納時に5万円の補助です。有効期限が3年間使えます、町内業者に限定ではありますが。運転免許証明書交付手数料助成、写真代の助成もしております。先ほど申しましたように、自主返納時の無料送迎があります。それで、沼田町は今回新しく地域交通安全重点対策事業というのがありまして、運転免許証の自主返納者に商品券3,000円とJR沼田―深川間の往復10回分を助成というのが記されております。ほかに乗合タクシーがあります。町営バス、シルバーパスポート1か月定期券などがございます。秩父別町は、自主返納時にはございませんが、自主返納時にかかわらず、60歳以上の方へタクシー助成券、高速るもい号利用者には自宅からバス停、秩父別のインターチェンジまでのタクシー料金を全額助成しております。

そのように見てまいりますと、妹背牛の自主返納に関してのサポートが何もないというのが、先ほど高齢者の移動支援は確かに健康福祉課でやっておられますが、それが無いというのは行政サービスが足りないのではないかと思います。

先ほど運転経歴証明書というのは、誰もが求めるものでもないとおっしゃいましたが、これは道でも、全国で企業などから多くのこの証明書によってサポートが受けられます。

それは、200円であったり、一回一回は小さな金額かもしれませんが、多くの企業が賛同しております。

それから、マイナンバーカードがそれに代わるとおっしゃいましたが、運転経歴証明書交付済みシールというのがございまして、それをマイナンバーカードと一緒に提出すれば、運転経歴証明書が交付済みであることが証明できます。それは、どうするかといいますと、マイナンバーカードをお持ちの方はカードケースの裏面に貼っていただく。それを提示していただきますと、証明書を出したのと同じサポートが受けられるという制度でございます。ですから、もちろんマイナンバーカードをお持ちの方と、今まだ制度が、それが免許証に代わるものとなっておりますので、マイナンバーカードにシールを貼って使っていただくという方法もあるということでございます。

先ほどもともと免許を持っていない方と、それから既に返納してしまっている方との平等が取れないとおっしゃいましたが、どこかでその支援を始めるという決断も必要なのではないでしょうか。例えば、かつてですが、北竜町は早くにこの制度を取り入れておられましたので、北竜町の高齢の70代のご夫婦、ご主人が病気になり免許を返納されました。5万円のタクシーチケットを町内のタクシーで使って、それに自分のお金を足して、記念に2人で近間の日本海側のまちへ旅行されました。日常は、奥さんが軽トラックのみ残して運転されておりましたので、もちろん妹背牛町だったら5万円もありませんし、配偶者が車を持っていたので、高齢者助成も受けられません。行政サービスとして大きな開きがあるように感じますが、いかがでしょうか。

今世の中は、高齢者になかなか、私たちも65以上の運転者であります、厳しい目を向けられておまして、それを返納するきっかけにもし町が寄り添えればいいのではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

再々質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 渡辺議員の再質問に対し、ご答弁申し上げます。

渡辺議員ご指摘の「快適に移動できる」というキャッチコピーがこの交通費助成に本当に合っているのかということに関しましては、快適に移動できるというふうには町民の方は思っていないかもしれないと私自身も考えております。

ただ、ハイヤー、バスにつきましては、結構住民の方からは好評というか、ある程度使用範囲を3年に改正したことによって使い勝手がいいという話は聞いておりますが、確かにJRの利用者につきましては、ある程度この事業を開始する前にJRの利用状況把握は健康福祉課のほうでさせていただいたのです。高齢者がどれぐらい本当に利用しているのかという中で、19件、20件というのが目いっぱい利用者なのか、特にこれは旭川、砂川になりますけれども、本当にこれが上限なのかというのは、やはりこういう使い勝手が、もしくは申請に来るだとか、これぐらいの料金だったらもらわなくていいかなという、

そういう方はもしかしたらいるかなとは思っております。その辺のところ、健康福祉課のほうでも一度、3年経過した中で利用者の声をアンケート調査等を実施した中で何か改正する点があったら、その辺を今後実施する必要があるかなということで考えておりますので、もしまた議員各位からもそういう利用者の声がありましたら、健康福祉課のほうにお問い合わせいただきたいと思います。

あと、民生委員に車の所有の確認につきましては、健康福祉課は民生委員の事務局を持っていますので、民生委員から負担になっているとかという声は、渡辺議員のほうにはもしか入ったかもしれませんが、うちのほうには入っていないで、逆に利用者の状況を確認できたのだよねということで、民生委員の訪問的な活動の一環としてということで民生委員には捉えていただいているのではないかと健康福祉課のほうでは押さえております。

ただ、本当に高齢者の移動支援につきましては、早くからいろんな議論されておりますが、本町におきましてはこの助成事業のほかに平成12年より町の介護予防・地域支え合い事業の中で外出支援サービスというのを展開しております。この事業は、本人の身体状況や認知判断能力において公共の交通機関を利用して、やはり自力で目的地まで行けない方を必要な場所まで、居宅から必要な目的地まで送迎をするという形になっておりますので、ある程度身体状況なり、本当に足が困難な方については、この事業を一応使えるということで地域包括支援センターのほうでも周知しておりますので、この交通費助成とこの介護予防・地域支え合い事業の外出支援をうまく使った中で、そしてまた健康福祉課としては関係機関と、総務課なり企画振興課でもその辺の今現在の健康福祉課としての状況をお伝えした中で、渡辺議員おっしゃるとおり、本当に高齢者に優しい移動支援を本町としても考えていく必要があると認識しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対してご答弁申し上げます。

交通課題ということですが、先ほども答弁したところなのですが、北空知の1市4町で現在計画策定のために調査業務を委託しておりますので、その中で地域の現状、課題が明らかになってくると思います。結構細かく住民に対してのアンケート調査も行っておりますので、それを踏まえた中で今後協議検討を行ってまいりたいというふうを考えてございますし、現段階では、他町と比べるのもあれなのですが、医療施設ですとか福祉施設への無料送迎等もあって、実際そこら辺に対する不便だというような声は今のところ届いてございませんが、その調査結果を受けて改めてというふうには考えておりますし、あとMa a Sについてでございますが、これにつきましても今後北空知圏域で公共交通ですとか、あと観光施設、そこら辺を絡めた形で予約、決済ができる新たなモビリティサービスの導入ということで今後検討する予定しております。そうしたときに、先ほど議員おっしゃられたような先行地で芽室、上士幌、豊頃のような先進的な部分を参考にするかどうか、ま



た地理的に大分状況が違いますので、そこら辺も当然参考にするとは思ってございます。また、Ma a Sに関しましては、J R、バス、タクシー事業者等との連携についてですとか、あとモバイルの関係なので、スマホを使うということでアプリですとかデジタルマップの運用など様々な課題も多くあるというふうに伺ってございます。また、広域でやる場合には、市町によっての取組に対する温度差もあるということも事実でございます。いずれにしても、そのニーズや実効性を鑑みまして、また国のほうの助成等もあると伺ってございますので、広域でやるのか単体でやるのか現段階ではあれなのですが、国の動向も注視しながら今後検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 総務課長。

○総務課長（北口信彦君） 私からは、再質問に対しまして、免許返納に関するご答弁を申し上げます。

まず、新法施行後の返納の状況でございますが、29年度以降5年間で妹背牛町では70名となっております。これは、深川警察署において免許返納された方でございます。個別の数という部分でございますが、免許の保有数と保有率につきましてなのですが、70歳から75歳未満の方が323名のうち245名、75%が免許を保有されています。75歳以上になりますと、767名中281名の方が免許を保有され、36.64%と、75歳以上になると大幅に保有者が減少しており、自主返納者の数がこれまでの全体70名いらっしゃるということを踏まえると、75歳以上の多くは未更新、もしくはもともとお持ちでないということがうかがえます。

免許返納に対する支援の対象を65歳以上とした場合、対象人口が1,330名に対しまして、保有者が742名、約44%の600名近くの方は支援を受けることができないということで、不公平につながるというような認識をしているところでございます。もちろん行政サービスとして、どこかで検討しなければいけないということも認識しているところでございます。

また、北海道の高齢者運転免許自主返納サポート制度というのも認識しておりまして、令和2年10月から施行されておまして、道内の65歳以上の方で運転免許証を自主返納された方のうち運転免許経歴書の交付を受けた方がいろんなサービスを受けられるということですが、令和4年1月1日現在ではありますが、道内では32の事業者、空知管内では4事業者、北空知管内では実はゼロ事業者となっております。そのサービスの利用のほとんどが札幌市が中心となっており、近辺ではあまりその恩恵を受けることができないのが実情でございます。

空知管内の支援策の状況でございますが、本年5月現在でございますが、商品券の進呈が空知管内では5市町、タクシーなどの利用券で7市町、運転免許経歴書の発行手数料助成が3町となっております。管内の約7割は免許証返納に特化した支援策は行わず、当町同様の高齢者全体の移動手段の支援という形で対策を行っているところでございます。

議員おっしゃられます行政サービスにつきましては、充分必要だというふうに認識しております。今後におきましては、健康福祉課、それから企画振興課、交通事情等も絡んでくるものでございますので、改めてそちらのほうとも充分協議、検討させていただきながら進めさせていただきたいということを考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） まず、移動手段といいますか、先ほど企画振興課長からお答えいただきましたが、豊頃町でありますとか、新たにコミュニティーバスを取り入れたところとか、あまり都会ではないところでいろいろ事業に取り組んでおられます。そういうのは、これからのまちづくりに参考にさせていただきたいなと思うところでもあります。

それで、国交省はエコなまちづくりの方向ということで、住民が自家用車に過度に頼ることがなく、公共交通によって日常生活に必要な機能にアクセスできるようなコンパクトなまちづくりであるとか、そういうことを目指してほしいということをやっていますが、そんなことは今さら国交省から言われなくても、こういう田舎で地方では実感しているその真ただ中にあるわけでございます。ですから、使いやすい乗合タクシーであるとか、手を上げたらその路線の中では止まっただけのようなシステムであるとか、移動手段を考え直すことを検討するということが大事なことはないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、これだけの近隣の町が自主返納時にサポート体制を取っているのですが、先ほど総務課長さんからは空知で考えると7割は行っていないとおっしゃいましたが、例えば深川警察署管内における、深川警察署管内は雨竜町も入りますから、1市5町においては、していないのが深川と妹背牛だけかなというところでもあります。これだけの支援を行っている、特にこの北空知では非常に行政サービスがいいということですので、大きな開きがあるように感じますが、その辺りもう一度いかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（渡会寿男君） 町長。

○町長（田中一典君） 渡辺議員の再々質問に対してお答えを申し上げます。

キャッチコピーをお持ちになられまして、「快適に移動できるように支援する」という言葉でございますが、快適に移動できるように最低限の支援をするというところからまず始まったとは認識をしております。

問題は、今コミュニティーバスとか田舎のほうでのまちづくりが非常に重要だということでは言われておりますけれども、先ほど総務課長の前に廣澤課長が、企画のほうから答弁しましたけれども、現在地域公共交通計画をコンサルタント会社に業務委託中でございます。この中で、広域でやるとどれぐらいのものがいいのか、あるいはどれぐらいの予算が必要なのか、それぞれの町でやったほうが有利なのかという、そういう条件が今出そろ

ってくると思います。その中で、先ほど言った快適に移動できる公共交通機関に資するものとして妹背牛町は何を選ぶかということは、これからの作業になると思います。

問題は、2つ目の問題ですけれども、自主返納時、1市5町の中で深川と妹背牛のみやっていないということですが、この返納に特化した形でのやり方の代わりに妹背牛町が今までつくってきた健康福祉課の制度、それから買い物おもてなしの制度の中で今までやってきたのですけれども、これが今十分に機能しているかどうかということを再度議員のご質問を受けまして中で精査をして、どういう形がいいのかということをもっと探っていきたいと思います。

また、免許返納に関して、本当に例えば認知症が進行してとか危険だとかという事態になって返すという、ぎりぎりの選択でお返しなさるといふときと、それから何か危ないのではないかと周りからも止められて、嫌々やめさせられているというパターンもあったのです。ですから、その中の一つの選択としては、返すという選択肢と、それから例えば踏み間違いに対する防止装置というのが4万1,000円ぐらいで後付けできるのです。それに対して国から2万円の補助があるという、そういうものもございます。その中で選択をしながら、自分の活動範囲を元気で維持していくということと、いや、もうここまでだといふときの線引きも考えながら、そのときに今まで車を持っていない方、それから車を持っていた方。車を持っていた方は、自分のお金で持っていたわけですが、納税もしていますし、そういう活動をしていますので、その不公平という観点だけではなく、そこに対するどんな支援が有効かということも充分検討させていただきたいと思います。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で2番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては10時25分といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時25分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

続きまして、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

本定例会では、第9次総合振興計画で予定をされております小中学校の統合と校舎建設事業について質問をいたします。

第9次総合振興計画では、令和8年、9年にかけて小中学校の統合と校舎の建設事業が計画をされております。議会では、過日石狩市立厚田学園に出向き、先進地視察を実施したところであります。事業の所管である教育委員会においては、事業遂行に向けて鋭意準

備をされていることと思いますが、小中学校の統合と校舎建設事業についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目、令和8年、9年の小中学校統合と校舎建設事業遂行に向けての動きが見えてきませんが、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

2点目、学校教育グループの本年度予算では、阿寒の義務教育学校視察が計画されて予算が計上されていましたが、実施をされたのでしょうか。実施をされたのであれば、その概要をお伺いいたします。

再質問を留保しまして、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

教育課長。

○教育課長（山下英俊君） 小中学校統合と校舎建設事業についてということのご質問にお答えいたします。

初めに、2つ目の義務教育学校の視察についてご答弁申し上げます。当初阿寒湖義務教育学校の視察を予定しておりましたが、今年度当別町において小中一貫教育学校として当別学園が開校されましたので、こちらを軸に現在調整を進めております。また、札幌の立命館慶祥小学校も参考になるということで、1日の中で視察するように計画をしているところでございます。

次に、1つ目の進捗状況でございますが、通告書でございますように、教育委員会の動きが見えてこないというご指摘につきましては、担当としまして情報発信が遅れましたこと反省しております。現在町のホームページと町内回覧を活用した検討委員会だにより、町民の皆様にも事業の進捗状況をお知らせしているところであり、今後は遅れることなく適宜情報発信をしてまいります。

さて、現在の進捗状況でございますが、小中学校、町民会館の建て替えと建設候補地を検討、協議するために、妹背牛町立小中学校及び町民会館施設整備検討委員会を、また本町の小中一貫教育制度の導入について検討、協議をするために、妹背牛町小中一貫教育検討委員会を立ち上げ、それぞれ6月と8月に会議を開催してございます。

施設整備検討委員会では、6月の第1回で本町における小中学校と町民会館の現状、建設候補地について説明を行っております。8月の第2回では、教育長から建設候補地、学校施設の複合化、プロポーザル方式の導入の3点について諮問を受け、建設候補地を視察した後、それぞれの候補地について施設を建てる場合のメリット、デメリット等について検討し、学校施設に町民会館や図書館、避難所の機能などを取り込む複合化について協議をしてございます。また、建設事業に対する補助事業についての説明もしております。

もう一方の小中一貫教育検討委員会では、6月の第1回で小中学校の現状と小中一貫教育制度の導入を検討することとなった経緯、そして小中一貫教育制度の内容について説明を行っております。8月の第2回では、教育長から本町における小中一貫教育制度の導入と教育格差是正について諮問を受け、小中一貫教育制度導入の可否と、導入するとした場

合、学校形態をどうするのか。具体的には、義務教育学校とするのか小中一貫型小中学校とするのかについて協議をさせていただきます。

また、教育委員会事務局としましては、8月に北海道教育庁に赴きまして、校舎建築費用、解体費用の補助事業についての打合せと高校跡地利用に関する確認をさせていただきます。

今後は、保護者説明会を開きたいと考えております。その中で本町が取り組もうとしている小中一貫教育や学校形態について説明をする予定です。

また、町政懇談会を活用し、小中一貫教育と学校施設、町民会館の建設に対する考え方、進捗状況について町民の皆様にご説明をしたいと考えてございます。令和4年度内には、検討委員会の検討結果、諮問に対する答申等をまとめたいと考えておりますが、時間に追われて拙速な答えを出すことなく、しっかりとした議論を経て取りまとめたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今課長にご答弁いただいたとおり、私のほうの耳に残念ながらあまりその動きのほうは、先ほど申しましたように見えていなかったということは非常に残念であります。

もちろんこの事業遂行に向けて、皆さん鋭意努力されていることは重々承知した上でのごことでありますけれども、いずれにしても本事業の遂行に向けて着手されたばかりということで、今回の定例会においては議論を深めていくということは現段階では難しいのかなと思ったりもしております。

そこで、私もホームページで第1回の検討委員会の資料など公開されておりますので、拝見させていただきました。それを基に再質問させていただきたいのですけれども、もう一つ、先ほど課長おっしゃってました小中一貫の検討委員会ですか、そのほうの内容が全く分からないということで、ホームページ上にも掲載されていませんので、私今日ここで質問するに当たって、直接課長のほうに出向いてお話を伺えばよかったのですけれども、内容を把握しておりませんので、混濁したようなこと、2つありますから、施設の整備検討委員会と、それから本当の中身ですね、今言われた義務教育学校がいいのか、それとも小中一貫校がいいのかというのを一緒にして検討される委員会だと思いますけれども、それ2つありますので、先ほど申しあげましたように取り間違えるところあるかもしれませんけれども、お許しいただきたいと思えます。

まず、1点目なのですが、第9次の総振において重要なテーマである、先ほどから申し上げております小中学校、町民会館の施設整備検討委員会、これの広報といいますか、第1号ですね。8月に第2回目の会合を開かれているのですけれども、まだこれホームページにアップされておきませんので、私見ておりません。これの結果について、概要について、こちらが先月8月に町内回覧されました。私も見ました。この町内回覧はいいのですけれども、ご案内のとおり私も町内回覧を持って歩く立場にいるものですから、こ

それを皆さんに見ていただきましたけれども、コロナの関係でなるべく短時間で終わらせるような形が多いのです。あるうちに行くと、こういう資料、役場から来ている資料なんかも見ないで、もういいですというようなことで渡されることが本当に多いです。ですから、こういう第9次の総振でも非常に事業の大きな町民会館にしても、今日町民会館については通達しておりませんから質問しませんけれども、学校の統合についても非常に大きな事業です。それと、ホームページでも確かにアップされております。私も見れますから見ますけれども、パブリックコメントだとか一般の工事と違うわけです。町民に詳しくこの事業の内容をお知らせするという性格上、果たしてホームページを見られる方って一体どのぐらいいるのですか。ですから、この大きな事業については、入り口と出口ぐらい、やっぱり町民の方にこういうことですよということをお知らせする意味合いもあって、1枚ずつ配ったらどうなのですか。そんなに経費もかからないと思いますけれども、しかも郵送で送るわけでもなし、先ほど言いましたけれども、回覧時に広報と一緒に渡していただいてもいいわけですから、これできるようなことだと思いますし、やっぱりこういう大きな事業を進めていくということは町民に対して丁寧な説明が必要と感ずますが、この点についていかが考えておられるかお尋ねします。

2点目ですけれども、検討委員会の構成についてなのですが、これは先ほどお話に出ております施設の整備の検討委員会と本町においては、学校教育の中身を検討していただく小中一貫教育検討委員会というのが2つありますから、これが一概にどうかと思いますけれども、先進地視察で厚田学園に行った折の資料について見ますと、この厚田学園の検討委員会ではPTAの関係者が数名入っているわけなのです。この施設の整備の検討委員会となりますと、それほどたくさんPTAの方、委員さんが入らなくてもいいのかなと思ったりもしますが、少なくともアンケート調査もされているようです。その結果もホームページに載ってございましたけれども、こういったアンケート調査の結果を反映させるためにも、PTAの小中学校の代表者1名ずつぐらい検討委員会に入れたらどうなのかなと思ったりもしますが、この辺についても考え方を伺います。

3点目、先ほど来お話ししておりますように、この整備事業遂行に当たって、私ども議会の行財政なんかを通じて説明がなかったということで、この辺が先ほど課長も説明不足だったと、時間も少しなかったというお話でしたけれども、いま一度この点について、説明がなかったという点について伺いをしたいと思います。

4点目なのですが、このホームページに掲載されているスケジュールの内容等を見ますと、資料の2番目、検討委員会の役割というのが書いてあります。そこに町民会館の施設整備を進めていく中で協議、検討するというような文言が書かれております。それで、スケジュール上では学校の開校までのスケジュールが載っています。令和10年開校とまで載っているのですけれども、これ通告していませんから、お答えにならなくても、なりづらいのであれば結構ですけれども、町民会館について一切明示されていないのです。これは、どうしてスケジュールが明示されていないのかをまず伺いたいのと、この学

校の統合に向けて、また統合校舎の建設に向けて、このスケジュールには今年の11月に教職員に対しての説明、令和5年には町民に対しての説明会をするというようなスケジュールが示されていますけれども、これは先ほど課長も言っていましたけれども、いま一度の質問になりますけれども、本当に大丈夫なのですか。これを見ると、非常にタイトなスケジュールに見えます、私は。課長もおっしゃったとおり、時間がないからといって拙速な進め方をしないというようなお話だったのですけれども、10年開校ありきで進めていくと、中身が心配なところがあります。そういったことも非常に心配されますので、この点についてもお伺いをします。

最後になりますけれども、5点目なのですけれども、厚田学園、議会で視察をされたことは先ほど来申し上げておりますけれども、この検討委員会の後、答申を受けた後、厚田学園では外部の有識者、これは資料に出ておりますけれども、3名の方。大学の教授を中心とした3名の方でありますけれども、この方に新たに学校整備の具体策を取りまとめるに当たって、専門的かつ第三者的な立場で多様な視点による具体的考察をしてもらうために意見書の作成を委嘱しているのです。これも町内の人間ばかりではなくて、施設整備委員会の1名、町外の方いらっしゃいますよね。大分時間たっていますけれども、教育委員会に道出向でいらした方が1名入っておりますけれども、こういった別段で厚田学園に外部有識者による意見書の作成なんかを委嘱する考えがあるのかどうか、これをお伺いして、再々質問を留保して再質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

教育課長。

○教育課長（山下英俊君） それでは、再質問にご答弁をさせていただきます。

1つ目の周知方法についてでございますけれども、2つの検討委員会の動きにつきましては、基本的には町のホームページ、町内回覧で周知をしていきたいというふうに考えております。ただし、検討委員会の考えがまとまったというような節目のときには、全戸配布、そういったものを検討していきたいというふうに考えてございます。

また、町政懇談会でも説明を予定しておりますので、そのときには当然全戸に資料を配布いたしますし、来年度以降も町政懇談会に合わせ資料を配布したいというふうに考えてございます。仮にコロナなどで町政懇談会が中止になったとしても、その時点での進捗状況などをまとめた資料、こちらのほうを作成し、この場合は全戸配布を行いたいというふうに思っております。

次に、2つ目です。第三者を入れているか。議員も小中一貫教育のほう承知していなかったよというお話でございましたけれども、一応小中一貫教育検討委と施設整備検討委共に学識経験者ということでお二人の方に入っております。1人は、先ほど議員おっしゃっていましたが、以前本町の教育委員会社会教育主事として勤務され、その後幾つかの中学校の校長を歴任、現在は札幌の大学の講師をされているという方に入っております。もう一人は、昨年まで本町の地域教育推進専門員として勤務されてお

りました校長を歴任された方でございます。この方に入っただいております。お二人とも本町の教育や歴史に詳しいので、また校長としての学校経営の経験、そちらも豊富ということで、ご意見ですとか現在の教育現場がどうなっているのか、そういったご意見もいただきながら活動しているところでございます。

また、保護者ということでございましたけれども、まず学校の代表として小中学校校長、また住民代表として1区連合会会長の方に参加をしていただいております。また、小中一貫教育検討委員につきましては、保護者を代表して小中学校のPTA会長、また保育所の父母の会の三役、こちらに参加をいただいております。PTA会長と保育所の父母の会の皆さんには、制度に対する意見ばかりではなく、先ほどお話ありましたアンケート結果についてですとか保護者はどういう説明を求めているのか、また学校制度が変わると家庭にどんな影響があるのだと、そういったことなど保護者目線からの貴重なご意見を会場の中ではいただいておりますので、今後の活動といたしますか、取り入れていきたいというふうに考えてございます。

それから、3つ目です。議会のほうへの説明ということでございます。小中一貫教育検討委員会、また施設整備検討委員会共に現在2回、会を開いたということで、動き出したばかりということであります。10月に今3回目の会議を予定しております、その中で今までの協議内容が形になってくると考えておりますので、その内容、進捗状況などをまとめて、11月上旬に議会のほうに説明をさせていただいて、その後町政懇談会で住民説明をしていきたいというふうに予定をしております。

また、今後の検討委員会の進み具合にもよりますけれども、来年の2月頃に教育長への答申を行いたいと考えてございますので、その際にも議会の皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。言い訳ではありませんけれども、議会説明を怠ったわけではなく、検討委員会の協議がある程度進んでから説明を予定していたのだということをご理解いただければと思います。

それから、スケジュールについてでございます。まず、学校につきましては、現在令和10年4月の開校を目指して動き出しております。令和5年度には、基本設計の基となります基本構想のようなものを作成して、基本設計に向けた協議を始めたいというふうに考えてございます。6年度の基本設計から7年度の実施設設計、8年、9年の建設工事につきましては、一応9次の総合振興計画にのっとった形のスケジュールを組んでおります。スケジュール的には、他の自治体の取組事例と比較しましても無理のないものとなっていると思っておりますが、建設事業に取り組んで、今のところ実質的に1年目ということもありますので、今現在見直し等は考えてはいないのですけれども、町の財政状況、また先ほどご答弁申し上げたように時間に追われて中身の無い会議にならないように気をつけて、そのときには予定が見直しすることになるのかなど、そういうふうに考えてございます。

また、町民会館のスケジュールということでございました。現在施設整備検討委員会の中で学校施設に町民会館を取り込むのか、複合化するのか、そういったことについて協議



をしてございます。複合化をするというふうになると、学校のスケジュールと恐らく基本的には同じ形になるかと思っております。複合化をしないというふうになりますと、単体で町民会館については考えていかなければいけないとなりますので、改めて総合振興計画の中で財政状況を鑑みながら建設に向けてどういうふうに進めたらいいのか検討をしていくことになるのかなと思っております。

最後に、厚田学園の意見書の関係でございます。厚田学園の意見書、私も見させていただきました。内容的には、厚田学園につきましては複数の地域、複数の小中学校をまとめて学校整備をするために、それぞれの地域において特性を生かした教育活動やそれぞれが地域コミュニティーの拠点として役割を果たしてきたと、そういった歴史があるので、それらをまとめるための参考という形で外部の専門的な第三者の方に意見を求めたものだというふうに理解をしております。

本町の学校整備におきましては、小中1校ずつでありますし、妹背牛町としての教育を考えていくものであり、検討委員会の中で第三者の方に学識経験者ということで入っていただいておりますし、本町以外の教育にも携わっておられたということで、いろいろなそういう意見をいただきながら、町民の皆さんがよしとする学校をつくるということで進めておりますので、厚田学園のような複数をまとめるものではないということから、そのような取組のほうは現在のところは考えておりません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問はありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今課長お答えいただいたとおり、本当に令和10年のゴールを目指して、それありきということでないように、あまり時間がないからといって拙速な判断をしないように、この過程というのは非常に大事ですから、一大事業でもありますし、本当に子供は妹背牛町の宝でありますから、本当に成熟した議論をしていただいて、その結論をもって事業を進めていただきたいと思います。

最後に、教育長にお話を伺いたいと思います。

先ほど来お話が出ているように、小中一貫教育検討会ですか、こちらで本町にとって義務教育学校がよいのか小中一貫校、雨竜がそうですね。小中一貫校といいますと、簡単に言うと校長先生が2人いらっしゃるという、小学校、中学校が独立した形で、校舎は1つだと私は理解していますけれども、また義務教育学校については校長先生は1人ということで、もちろん校舎は一緒ということになりますけれども、以前、たしか去年の11月だったですか、経済文教常任委員会で課長にお話を伺った機会がありますけれども、そのときには本町にとっては義務教育学校ではなくて小中一貫校のほうに適しているのではないかと。それはどうしてですかというお話を伺いましたら、複式学級をしたくないのだと、妹背牛はそういう形式は取りたくないというようなお話だったと思います。複式学級ではなくて、特別支援学級ですか、そっち今もやっていますけれども、その方向で取り組んで

いきたいと。その取組を進めるためには、義務教育学校では難しいということで、小中一貫校のほうが妹背牛には適しているのではないかというようなお話だったと思います。私は、取り方を間違っているかもしれません。

そんなことも踏まえて、先ほど新しい教育長選任されましたけれども、現教育長については長年にわたって、今月末で退任されるということでもありますけれども、本当にご苦勞さまでございました。今2本立てで検討委員会を進めている中で、少ししゃべりづらいところはあるかもしれませんが、本町の子供たちに、令和10年開校した折にどのような学びの場を提供できるのか、そういったことを多分お考えだと思います。そういったことをお聞きして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 教育長、答弁願います。

○教育長（石井美雪君） 再々質問に対しまして、お答えを申し上げたいと思います。

今小中一貫教育検討委員会の第2回目の会議が終了したということは今課長のほうからお話があったかと思います。第2回目の会議では、委員の多くから義務教育学校という声が上がっております。9年間の義務教育期間を入学から卒業まで全教職員が子供たちと接する、見守る、そして成長過程を築くために同じ目標の下で教職員組織が一つである義務教育学校とすることが望ましいと私も考えております。さらに、学校全体の資質向上が見込めることや教職員の連携を密にすることで子供たちへの健全な育成につながると、そういうことを確信しております。

また、一方の施設整備検討委員会では、ご質問にはございませんけれども、少しお話しさせていただきたいと思います。今後新校舎の建設に向けて安心、安全を第一に脱炭素化やコミュニティーの拠点となるような学校と町民会館の複合化も含めた協議も展開されてきます。大切な義務教育機関を充実した学校生活となるように時間をかけて丁寧な説明と町民皆様との協議の場を設けてまいります。

あと、学校の統合後について少しお話をしたいと思います。現在外国語活動というのが小学1年生から年間10時間、3年生からは35時間あります。外国語の授業は、5年生から本格的に70時間というふうになっています。小学校には英語の先生というのがおりませんので、統合校になることで中学校の英語教諭が小学校の授業に入りやすいということが可能になってきます。また、そのほかにもICTの普及、あと専門性のある授業、あと合同で行う授業も拡大していきます。また、特別な支援が必要な子供たち、本町は非常に手厚い支援をしておりますけれども、今現在も小中学校で教諭はしておりますが、今以上に緻密な情報共有と的確な指導が9年間途切れることなく対応できるというふうに考えております。さらには、学校行事の合同によるコミュニケーション能力の向上が見込まれたり、学力向上に向けた教職員間の意識向上も図られるというふうに思っています。

最後になりますが、教職員全員が児童生徒全員とつながることが統合校としての一番の魅力だというふうに感じております。

以上、長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

続きまして、3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君）（登壇） 通告に従いまして、質問させていただきます。

認知症等の対応についてお伺いいたします。約半年前の新聞に載っておりました記事であったのですが、紹介させていただきます。成年後見制度について、政府は3月末、2020年度から5年間の取組を盛り込んだ基本計画を閣議決定した。より使いやすい制度に見直すことが柱だ。成年後見制度は、認知症や知的、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、家庭裁判所が選任した法定後継人が本人に代わり財産管理や福祉サービスの手続を行うもの。ただ、国内には認知症の人だけでも約600万人いると見られるが、制度の利用者については約24万人にとどまっている。高齢化が加速する中、国は見直しを進め、利用促進につなげてもらいたい。制度見直しの内容については、基本設計には利用者の状況やニーズに応じて後見人の交代を柔軟に認めるとともに、必要とする期間だけ利用できるようにする方針が明記された。現行制度でも後見人の変更は可能だが、後見人本人が家庭裁判所に辞任を申し立て、家族が認めることが条件となっている。このため、後見人に対する不満があっても交代は難しい。また、制度の利用を途中でやめることは原則認められない。例えば財産管理の問題が解決し、制度を利用する必要がなくなっても、被後見人の判断能力が回復しない限り利用は継続されてしまう。こうした点が制度の利用をためらわせる要因でもあるとして、基本計画が柔軟な対応を打ち出したことは妥当である。基本計画でもう一つ注目したいのは、後見人に対する報酬について、自治体によって助成制度がなかったり対象が生活保護受給者に限られるなど、地域によるばらつきを訂正する必要がある。公明党が1月から2月にかけて行ったアンケート運動でも、後継者支援に関して困っていること、心配に思っていることで最も多い回答は、自分や家族が認知症になったときの64%であったと。国は、制度の見直しを進め、こうした国民の不満に答えてほしい。こんな主張が新聞に載っておりました。全国的に成年後見制度の利用者は少ないのですけれども、制度を利用することは今後少子高齢化が進む現状の中で有効な制度ではないかと考えます。

そこで、成年後見制度等の妹背牛町の現状と今後どのように進められるのかをお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） それでは、私のほうから本町における成年後見制度等の現状と課題についてご答弁申し上げます。

成年後見制度は、平成12年の措置から契約へという理念の介護保険制度を補完する形で同年スタートしており、契約能力のない利用者等の権利擁護を目的に整備されております。そうした中で、制度の利用においては、議員ご指摘のとおり各自治体や地域において

利用状況や取組の格差が見られるようになり、認知症等の増加等により国においても制度の見直しが必要ではないかと、平成28年の成年後見制度利用促進に関する法律により翌年29年度から令和3年度までの5か年を初年度の計画とした基本計画が策定され、利用者がメリットを実感できる運用、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、そして安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めており、議員ご指摘の本年度から5年間で第2期の基本計画としてさらに利用しやすいよう見直しがされております。

そこで、本町のこの成年後見制度における取組の状況といたしましては、相談窓口は地域包括支援センターで対応しており、今まで3件の町長申立てを行っております。本年度も1件、町長申立ての今準備をしておるところでございます。

また、利用者支援といたしましては、申立てに要する費用や成年後見人への報酬費用の助成を平成18年度より開始しておりますが、利用実績は今のところございません。

また、平成28年、令和元年には市民後見人養成講座を滝川市、新十津川町と共催という形で実施し、今までに10名の市民後見人を養成しており、その後フォローアップ研修も滝川市社会福祉協議会に委託し、実施しております。

広報活動といたしましては、決して充分ではありませんが、地域包括支援センターだよりにおいて制度周知をしたり、平成29年には弁護士による住民向け講演会を開催し、令和元年と昨年に地域ケア会議の中で実際に後見人として活動している方を講師として研修も行っております。

基本計画における地域連携ネットワーク構築においても、現在北空知1市4町における中核機関として北空知成年後見相談センター設立に向けた準備委員会を立ち上げており、この北空知圏における制度利用促進に向けた取組が今後期待されておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

まず、窓口利用の方が地域包括に来られた方3件と、今年度1件であるというようなことであります。当然皆さんご承知のように、認知症にかかれた方、一遍に全てのことができなくなるわけではなくて、少しずつできないことが増えていくというような特性を持ったものかなと思っております。

当然家族、親族の方が後見人として認定されるのが一番ベストなのかなと思うのですが、少子高齢化ということもあり、近間にいないよとか、いても遠く飛行機に乗って来なければならないよとかという状態もかなり増えているのかなと思っております。そんな中で、この制度自体を大切にしていかなければならないのかな。例えば認知症の方の自宅にお伺いすると、冷蔵庫開けたら同じものがいっぱい入っているだとか、買い物をどれぐらいしているのか把握できないよだとかという状態も増えてきているのかなというように思います。

そんなときに、見ず知らずの弁護士さんであるとか司法書士さんとかにお願いするのはなくて、今課長の答弁にもありましたように、市民養成講座も開かれているということで、住民に対する理解をもっとしてもらうためにどんなサポートがしてあげられるのか、その理解度を深めることがとても大事なのかな。認知症サポーター養成講座のように簡単に開けるような講座と若干責任感も違ってくると思いますので、その辺理解を深めることがまず第一なのかなというような気がしております。

そんなことを考えながら、周知の仕方、説明の仕方、窓口に来られた方の対応等を含めながら、今後さらに利用してもらえるような方法を地域として考えていかなければならないのかな。北空知で準備委員会を開かれているということで、広域としての進め方は不安な要素はある程度拭われるのかな。ただ、地元に戻ったときに、それをいかに理解してもらおうかということが大事なのではないかなというふうな気がしております。

そんなことを含めながら、今後さらに住民に理解してもらえるという作業をいかにしていけるのかなということをお伺いしたいと思います。

再々質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 再質問に対しご答弁申し上げます。

まず、私の言い方が不十分だったかもしれませんが、相談窓口に成年後見人の相談というのはかなりもっとも増えております。3件と言ったのは、実際に妹背牛町で町長が申し立てた件数が3件と、今現在1件進めているということでご理解をいただきたいと思っております。

そうした中で、やはり認知症が増えてきている中でこの制度を利用していただくというのは、当然議員ご指摘のとおりだと、私の立場でも思っております。それで、どっちかというとな成年後見というのは全く判断能力ない方の制度という形で、住民にはそういう形で捉えられてスタートしているのかなと思っておりますが、現在やっぱりそういったちょっとした金銭管理ができないだとか、生活はしているのだけれども、あれ、この方どうなのだろう、そういった軽度の方が本当に増えてきております。そういった方にもやはり親族が実際少ないとか、親族も離れていて、なかなかその現状に気づかないということで、後見制度には、確認になりますけれども、後見と保佐と補助、3類型があります。実際これ全国的なのですが、後見というよりも、その下の保佐、補助がかなり増えてきております。それと、この後見制度のほかに任意後見制度という形がありまして、まだしっかり判断能力ある方が、もしそういった立場になったときにこの制度を使うという任意後見制度がありますので、その辺の周知をやはりこれからもっとも行政としては進めていかなければならない形で認識しております。

本町は、比較的この成年後見はほかの自治体から比べると、やってきたつもりではおりますが、そうした中で先ほどご質問ありましたが、主任後見人を養成したというのは、や

はり身近な方が地域の方を支えていくということで養成しております、ただやっぱりその市民後見人だけでは、専門の方ももしその中にいけば別なのですけれども、そういった方ではないので、その市民後見人をやはり保佐する専門職、そういった方をきちんと配置して、身近な地域で支援するというのが中核機関の役割になるのです。ですから、そういった中核機関を早く立ち上げた中で市民後見人さんに少しでも一緒に専門職となってチームで支えていく、そういう制度で私はあってほしいと思っていますので、その辺を今北空知で取り組んでいますし、本町はそれに先駆けてそういった養成講座も行っていることで理解をしていただきたいと思います。

いずれにしても、本当に議員ご指摘のとおり、そういった認知症の方は年々増えておりますし、家族もそういう不安の中におりますので、その補完する制度というのはもっとも行政として周知する必要があると認識しておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○3番（鈴木正彦君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

続きまして、8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） （登壇） 発言通告に従いまして、質問いたします。

第1問目は、ネグレクトの町の支援についてです。ネグレクトは、子供を家庭に閉じ込める、家に残したまま外出する、十分な食事を与えない、自動車の中に放置したままにする、病気になっても病院に連れていかず病気が重症化する、同居人による虐待を保護者が容認、または見て見ぬふりするなどです。ネグレクトは、ほかの虐待と同じように家庭内で行われる陰湿には変わりないのですが、目に見える傷やあざの身体的虐待や子供をどなったり子供の心を傷つけることという心理的虐待とは異なります。なので、近所の人や学校の担任も気づきにくく、またネグレクトを受けている本人ですら幼少期から続いている場合は当たり前と思い、気づいていないこともあります。こうしたことが保育所、小中学校で事例としてつかんでいるかどうかお伺いいたします。

2つ目は、認知症対策についてです。認知症は、脳の病気や障がいなど様々な原因により認知機能が低下し、日常生活を全般的に支障が出てくる病気をいいます。認知症には、幾つかの種類があります。アルツハイマー型認知症は、認知症の中でも最も多く、脳神経が変性して脳の一部が萎縮していく過程で起こる認知症です。認知症は、物忘れで発症することが多く、ゆっくりと進行します。町としてどのような対策があるのかお伺いいたします。

3つ目は、除排雪道路の拡充を生活道路、通学道路の確保と市街地の投雪、拡幅の延長距離や延べ実施日数、費用についてお伺いします。

2つ目は、歩道を除雪している道路は、そもそも道路幅が狭く、拡幅の効果は極めて限定的ではないか。この2つの場所で小型ロータリー、ショベルをダンプと組み合わせて排

雪の小型セットを作るなど、効果の高いものにできないかお伺いいたします。

再質問を留保して質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（廣田龍子君） 私のほうから1点目のネグレクトについての実態把握の状況と町の支援体制についてご答弁申し上げます。

ネグレクトにつきましては、空知管内でも近年増加傾向にあり、令和元年度からは身体的虐待を上回る件数となっております。令和2年度の岩見沢児童相談所で把握しているネグレクトの件数は71件と、虐待全体の18.2%となっており、全道の13.8%を大きく上回っております。虐待で一番多いのは、全体の65.5%を占める心理的虐待ですが、心理的虐待は親が子供の目の前でけんかをするなどの面前DVも含まれているため、ここ数年件数が増えてございます。

町内のネグレクトを含む虐待事例、これには疑いも含まれますが、につきましては、各種母子保健事業や保育所、小中学校との情報交換、あるいは当事者からの相談等により把握しており、必要に応じて児相通告や警察への通報、また関係者が一堂に会する要保護児童対策協議会等を開催して、今後の対処方法を検討するなどの対応を行ってございます。

本町の場合、例えばシングルで子育てをしているご家庭でもほとんどが祖父母と同居していたり近所に祖父母がいる場合が多く、幸い子供だけを家に残して長時間外出したり自動車の中に放置するという事例を把握したことはございません。しかしながら、例えばひどく家の中が汚い、身なりが不潔等のお子さんは保育所でも数名確認されておりますし、子供を学校に登校させるための積極的な促しをしない、子供が病気でもすぐに病院に連れていけないなどの家庭は小中学校でも確認される場合があります、これらの事例も議員ご指摘のとおりネグレクトに入ると考えられます。ただ、こうした事例につきましては、妊娠期あるいはお子さんが幼少期の頃より家庭全体に何らかの問題を抱えている場合が多く、要支援家庭として保健師、保育所、学校、児相等の関係者間で認識し、連携しながら継続的に支援をしており、今のところ重大な案件には至ってございません。

ニュース等で見ると死亡事故に至るような重大なネグレクト事例につきましては、保護者の孤立、過大なストレス、相談者や支えてくれる人が身近にいないなど、保護者が何らかの子育てのしづらさを抱えていることも背景にあると考えられます。本町では、保健センターと保育所の連携により設置している子育て世代包括支援センターや子育て世代交流施設Moko等で妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を実施しており、また親同士が交流できる場も設けてございます。子育て家庭が地域の中で孤立することなく、身近に悩みや困り事を気軽に相談できる体制をつくっていくことで、ネグレクトを含む虐待防止に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから2点目の本町における認知症施策の現状と

今後の課題についてご答弁申し上げます。

認知症は、現在日本だけでなく、全世界的な問題としてクローズアップされており、国は認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを掲げ、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境の中で自分らしく暮らし続けていけるよう、それぞれの地域で様々な施策推進を掲げています。

その中で、まず本町は北空知1市4町の中でいち早く認知症初期集中支援チームを平成27年10月に設置し、平成28年には広域での事業推進検討に参加し、平成29年4月よりサポート医養成、看護師等の専門職の派遣の広域集中支援推進事業にも参加しており、診療所の戸田医師も支援チームのサポート医として協力いただき、早期発見、早期対応できる体制にあると思っております。

また、平成20年度より認知症サポート養成講座を実施しており、サポート養成数は現在327名となっておりますが、この講座はあくまでも認知症の基本的な理解をいただくよう普及啓発を目的としていますので、今後はこの中から実際にサポート活動に参加いただける方をフォローアップできる仕組みづくりを講座等で確認して、次年度にはそのサポーターを活用し、チームとして支援できる体制、いわゆるチームオレンジと言われておりますが、そういったチームとしての整備を展開していきたいと現在準備しております。

また、認知症相談窓口の地域包括支援センター内に、非常勤ではありますが、認知症地域支援推進委員を専任で配置し、認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェ縁の月1回の開催、認知症本人や在宅で介護している家族への支援を定期的に行っております。その他、出前講座も行っており、今後も引き続き認知症の普及啓発に努め、相談支援体制を強化したいと考えております。

多くの方に認知症を理解していただくために、認知症ケアパスといった認知症の対応マニュアルを初版、第2版、第3版と作成しており、初版のみ全戸配布させていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 私のほうから生活道路の確保についてご答弁申し上げます。

町道の除雪については、10センチ以上の降雪や吹きだまり等があった場合に出動しております。新雪除雪は、車道における交通確保を目的としており、車道に積もった雪を路肩に寄せる方法で作業をしております。

質問でありました市街地の投雪とありますが、雪堆積場と解釈してお答えいたします。町で開放している雪堆積場は3か所あり、1か所目は石狩川の堤外地で面積は8,000平方メートル、期間は11月から5月末まで、河川管理者である北海道開発局長より占用許可を受け、雪堆積場として一般開放しております。2か所目は、中学校グラウンド横のプール跡地を開放しております。用地は町有地で、面積は2,650平米であります。3か所目は、町道北3条線のつつじ団地向かい側の町有地で、面積は830平米であります。町有地の2か所については、面積が小さいため、大型トラック等による搬入は行わないよ



うご協力をお願いしているところであります。

次に、拡幅の延長についてであります。除雪の延長等として解釈し、お答えいたします。令和3年度の車道除雪延長は108.7キロメートルで、市街地が14.9キロメートル、郊外地が93.8キロメートル、市街地の運搬排雪延長は14.2キロメートルであります。出動回数については、市街地で37回、郊外地で65回、運搬排雪は2回で、延べ22日間となっております。除雪費についてですが、全体で7,468万6,000円となり、うち運搬排雪費にかかった費用は2,564万9,000円となります。

次に、質問は除雪方法の効率化のことだと思っておりますが、除雪作業は毎年雪の降り方により作業形態が変わってまいります。令和3年度は、12月まで積雪量は比較的少なかったため、運搬排雪は1月中旬から1月下旬まで実施いたしました。2月上旬から2月中旬にかけて郊外路線の拡幅作業及び段切り作業を行いました。2月中旬から3月上旬に2回目の排雪作業を行いました。1月、2月の最大積雪期において、現状の機械や人員から考慮すると、最大限の効率化が図られたのではないかと考えております。

また、排雪の小型セットを作るほうが効果が高いのではないかとのことですが、私がイメージする中では現状以上に機械や人員の確保が必要となり、費用対効果が出ないのではないかと思います。除雪の効率化については、委託業者と受託者側が常に協議を重ね、業務の効率化や費用の削減につながるよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） 通学路についてだけお聞きします。

学校において、児童生徒が生き生きと活動し、学べるようにするために、その安全確保が不可欠だと思います。児童生徒は守られる対象であるにとどまらず、自らの安全を確保することが求められ、また学校においては児童生徒の安全を脅かす事故等の発生、こうした雪場の対策も取る必要があると思います。そういう意味で、冬場の通学路確保について町のお考えをお伺いして、質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁願います。

建設課長。

○建設課長（西田慎也君） 質問につきましては、歩道の除雪を行って、歩行者の通学路を確保という捉え方でよろしいでしょうか。

まず、妹背牛町の市街地の道路は全て歩道が設置されております。ただ、道路幅は車道を2車線確保している以上、道路用地によっては歩道幅員が狭いところも約半分あります。そういった中で、通学路を確保するというのでいきますと、通学路をどこまで通学路として捉えるのか、それぞれいろんなところから学校に集まってくるのですけれども、その路線を全て確保していくというのはなかなか困難ではないかと思われまいます。仮に歩道を確保するとなると、歩道に積もった雪を車道側に堆積していかなければならないということ

になると思います。そうなった場合、雪がそんな毎日多く降らなければ可能かと思うので、すけれども、車道についても堆積幅が狭い道路、少ない道路がほとんどを占めているので、歩道の雪を堆積すると、今度逆に車道幅が狭まって、車両の通行が今以上に狭くなってしまふという状況も考えられます。

ただ、通学路のほうを開けることも必要だということは認識しておるところでありますけれども、過去にもたくさん要望等、一般質問でも出ております。そういった中で、主要路線、西1丁目について、今後実験的ではありますが、可能かどうか検討するような方向では考えてまいりたいと思っております。それが検討して実現できるかどうかは未定ではありますが、まずはそこから始めてみようかと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○8番（田中春夫君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、午後は1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時31分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開をいたします。

◎日程第11 認定第1号ないし日程第16 認定第7号

○議長（渡会寿男君） 日程第11、認定第1号 令和3年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第7号 令和3年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての以上7件を一括議題とします。

朗読は省略します。

あらかじめお諮りします。本7件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査したいと考えておりますので、説明は簡潔に願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、詳細な説明は決算審査特別委員会で求めたいと思いますので、簡潔に説明願います。

議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君）お諮りします。

本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）異議なしと認めます。

したがって、本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時07分

○議長（渡会寿男君）それでは、再開いたします。

◎日程第18 議案第43号

○議長（渡会寿男君）日程第18、議案第43号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君）これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君）異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第44号

○議長（渡会寿男君）日程第19、議案第44号 令和4年度妹背牛町一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君）（朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第45号

○議長（渡会寿男君） 日程第20、議案第45号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君）（朗読、記載省略）

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（石井昌宏君）（説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第8号

○議長（渡会寿男君） 日程第21、発議第8号 妹背牛町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1番議員、宮崎博君。

○1番（宮崎 博君） （登壇） 発議第8号 妹背牛町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

昨年の第3回定例会において、次の一般選挙より議員定数が10人から9人に改正されたことにより、妹背牛町議会委員会条例の委員定数に改正が必要なことから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第2条第1号中、総務厚生常任委員会の委員定数を現行5人から4人に改めるものです。

なお、附則で、この条例は、令和5年9月23日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（渡会寿男君） 質疑は省略いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより発議第8号の件を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第9号

○議長（渡会寿男君） 日程第22、発議第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 閉会中の継続審査及び所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(渡会寿男君) 日程第23、閉会中の継続審査及び所管(所掌)事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の審査及び調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(渡会寿男君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(渡会寿男君) 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。

町長。

○町長(田中一典君) 本定例会で全議案可決をいただき、ありがとうございました。また、いただきました一般質問を精査しながら、行政として町民生活に下支えをしていくヒントにもさせていただきたいと思っております。

また、これから秋になり、日差しも短くなります。朝夕の交通安全に対しても、秋の交通安全運動がこれから始まろうとしています。議員の皆さんにもご協力をお願いしながら、町民とともに町を支えていくための元気な心、体を冬までに鍛えながら、厳しい冬を乗り

切っていきたいと思います。

今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いしながら、閉会の言葉といたします。定例会、お疲れさまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡会寿男君） これで令和4年第3回妹背牛町議会定例会を閉会します。  
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員